

那須烏山市建設工事検査規程

平成17年10月1日
那須烏山市規程第24号

改正

令和4年9月12日規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が請負に付して執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当課長 工事を発注した課の課長をいう。
- (2) 検査担当課長 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める課長
 - ア 総務課が発注した工事 市長が指名する課長
 - イ 総務課以外の課が発注した工事 総務課長
- (3) 監督職員 那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）第64条、那須烏山市建設工事監督執務規程（令和4年9月那須烏山市規程第7号）第2条第1項及び那須烏山市建設工事請負契約書第10条に規定する監督職員をいう。

追加〔令和4年規程8号〕

(工事担当課長の責務)

第3条 工事担当課長は、必要に応じ、検査担当課長と工事の情報を共有し、もって、工事の適正な実現を図るものとする。

追加〔令和4年規程8号〕

(検査員)

第4条 市長は、職員のうちから工事に関する検査を行う者（以下「検査員」という。）を命ずる。

- 2 検査員は、工事の適正な実現を図るとともに工事の実施内容の確認を行うため、この規程に従い工事の検査を行うものとする。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(検査の種類等)

第5条 工事における検査は、出来形部分検査、中間検査及び完成検査とする。

- 2 出来形部分検査は、工事の完成前において出来形部分の工事内容及び出来形数量について確認するために行う検査であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに行うものとする。

- (1) 天災その他不可抗力による損害が生じた場合であって、請負者がその状況について市長に通知をした場合 当該通知の受理後直ちに
 - (2) 工事の契約が解除された場合 当該契約の解除後直ちに
 - (3) 部分払に係る出来形部分の検査について請負者が市長に請求した場合 当該請求を受けた日以後遅滞なく
 - (4) 工事の完成前に工事目的物の一部分の完成に際して、当該一部分（以下「指定部分」という。）の引渡しを受ける契約をしている場合であって、請負者が当該指定部分の工事の完成を指定部分工事完成通知書により市長に通知した場合 当該指定部分工事完成通知書の受理後14日以内
- 3 中間検査は、工事の完成前に行う検査であって、次に掲げる理由により、必要に応じて行うものとする。
- (1) 事後に確認することが困難な場合
 - (2) 契約の一部の履行について確認をする必要が生じた場合
 - (3) その他特に必要があると認められる場合
- 4 完成検査は、工事の完成に際し、契約内容が工事内容に適合しているかどうかを確認するために行う検査であって、請負者から提出される工事完成通知書を、市長が受理した日から起算して14日以内に行うものとする。
- 一部改正〔令和4年規程8号〕

（検査日時等の通知等）

- 第6条** 検査員は、検査を行おうとするときは、あらかじめ検査を行う日時、検査員の職名及び氏名、検査を行う工事名及び工事場所並びにその他の必要な事項を請負者に通知するものとし、併せて、請負者又は現場代理人及び主任技術者の立会いを求めるものとする。
- 2 市長は、検査員の検査が行われるに当たっては、当該工事に係る監督職員を当該検査に立ち合わせるものとする。
- 一部改正〔令和4年規程8号〕

（工事写真等の記録の提出請求）

- 第7条** 検査員は、検査を行うに当たり必要があると認めるときは、請負者に対して工事写真等の工事記録の提出を求めるものとする。
- 一部改正〔令和4年規程8号〕

（検査の方法）

- 第8条** 検査員は、契約書、設計図書その他関係書類に基づき適正な契約内容の確保を目的として工事目的物の検査を行わなければならない。
- 2 検査員は、検査のため必要があるときは、工事目的物を最小限度破壊し、又は分解して検査を行うとともに、試験又は試運転等を行うことにより、その品質、機能その他検査に必要な事項の判定をしなければならない。
- 3 検査員は、検査部分が地下又は水中に埋没している等の理由により外部から検査をする

ことができないときは、工事写真その他の工事記録によるほか、工事の施工に立ち会った監督職員から工事の施工状況を聴取することによりその適否を判定するものとする。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(修補及び改造の措置)

第9条 検査員は、完成検査又は指定部分の引渡しに係る検査の結果、工事目的物が契約内容に適合しないと認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 不適合の程度が軽易なものである場合 請負者に対して直ちに工事検査指示書（別記様式第1号）により期間を指定して修補又は改造を指示するとともに、工事担当課長に工事検査指示書の写しを送付すること。
- (2) 不適合の程度が重大であり、かつ、修補若しくは改造に要する期間が相当の日数を要するもの又は修補若しくは改造が困難と認めるものである場合 その旨及びその措置についての意見を市長に報告すること。

2 市長は、前項第2号の規定により検査員の報告を受けたときは、速やかにその対応策を決定し、請負者に通知するものとする。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(再検査)

第10条 第4条から前条までの規定は、前条の規定により工事の修補又は改造を指示した場合において、請負者が、市長に対し当該修補又は改造が終了した旨の通知をした場合の再検査について準用する。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(復命)

第11条 検査員は、完成検査を完了したときは、工事検査復命書（別記様式第2号）により復命するものとする。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(検査調書等)

第12条 検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 出来形部分検査に合格したと認めた場合 工事検査調書（別記様式第3号）
- (2) 完成検査に合格したと認めた場合 工事完成検査証明書（別記様式第4号）

2 検査員は、第5条第3項の規定により中間検査を行った場合であって当該検査に合格したと認めるときは、前項第1号の場合に準じて工事検査調書を作成し、市長に提出するものとする。

全部改正〔令和4年規程8号〕

(請負者への通知)

第13条 市長は、前条の規定により検査員の作成した検査調書等を受理したときは、直ちに当該検査の結果を工事検査結果通知書（別記様式第5号）により請負者に通知するものとする。

一部改正〔令和4年規程8号〕

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和4年規程8号〕

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の南那須町建設工事検査規程（昭和52年南那須町訓令第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年9月12日規程第8号）

(施行期日)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の那須烏山市建設工事検査規程により検査を行う工事は、この規程の施行の日以後に市が発注する工事について適用し、同日前に市が発注した工事については、なお従前の例による。

別記様式第1号 (第9条関係)

工事検査指示書

年 月 日

様

那須烏山市長



那須烏山市建設工事検査規程第9条第1号の規定により、次のとおり工事の修補改造を指示します。

検査日	年 月 日		工事担当課	
工事名				
工事箇所	那須烏山市			
請負代金額	円			
契約日	年 月 日			
工期	着手	年	月	日
	完成	年	月	日
検査員		立会職員		請負者
	指示事項		左記の措置	措置日
修補改造完了日		年 月 日		
<p>指示事項につき、上記のとおり措置したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請負者</p> <p>那須烏山市長 宛て</p>				

別記様式第2号 (第11条関係)

工事検査復命書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

検査員 所 属

職氏名

次の工事の完成検査をしたので那須烏山市建設工事検査規程第11条の規定により、復命します。

契 約 番 号				工 事 番 号				
検 査 日	年	月	日	検 査 完 了 日	年	月	日	
工 事 名								
工 事 箇 所	那須烏山市							
支 出 科 目	年度	会計	款	項	目	事業	細事業	節
請負代金額	円							
契 約 日	年 月 日							
工 期	着手	年 月 日						
	完成	年 月 日						
完 成 日	年 月 日							
請 負 者								
工 事 成 績 評 定 点								
特 記 事 項								

別記様式第3号 (第12条関係)

(その1)

工 事 検 査 調 書

検査の種類

出来形部分検査 (第 回)

契 約 番 号		工 事 番 号	
工 事 名			
工 事 箇 所	那須烏山市		
契 約 日	年 月 日		
工 期	着手 完成	年 月 日 年 月 日	
請負代金額	円		
前払金額	円		
前回までの 部分払金額	円		
今 回 部分払金額	円	出 来 高 率	%
残 額	円		
請 負 者			
検 査 日	年 月 日		

この工事の請負契約書、設計図書その他関係書類等に基づき、出来形部分検査を行った結果、上記の金額に相当する既済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査員 所 属

職氏名

那須烏山市長 宛て

別記様式第4号 (第12条関係)

工事完成検査証明書

年 月 日

所 属 名

検査員 所 属

職氏名

次の工事の完成検査を実施した結果、工事請負契約書のとおり完成したことを確認したので、那須烏山市建設工事検査規程第12条第1項第2号の規定により証明します。

契 約 番 号				工 事 番 号				
検 査 日	年	月	日	検 査 完 了 日	年	月	日	
工 事 名								
工 事 箇 所	那須烏山市							
支 出 科 目	年度	会計	款	項	目	事業	細事業	節
請 負 代 金 額	円							
契 約 日	年	月	日					
工 期	着手	年	月	日				
	完成	年	月	日				
完 成 日	年	月	日					
請 負 者								
備 考								

別記様式第5号 (第13条関係)

工事検査結果通知書

那鳥 第 号

年 月 日

様

那須烏山市長



次の工事について、検査した結果は次のとおりなので那須烏山市建設工事検査規程第13条の規定により通知します。

検 査 日	年 月 日	検 査 完 了 日	年 月 日
工 事 名			
工 事 箇 所	那須烏山市		
請 負 代 金 額	円		
契 約 日	年 月 日		
工 期	着手	年 月 日	
	完成	年 月 日	
完 成 日	年 月 日		
検 査 員			
検 査 結 果			